(目的)

第1条 この要綱は、善通寺市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の検査について、必要な事項を定め、工事の適正かつ能率的な施工の確保及び技術水準の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 監督員 善通寺市契約規則(平成10年善通寺市規則第5号。以下「規則」という。)第36条第1項に規定する監督職員をいう。
 - (2) 検査員 規則第38条第1項に規定する検査職員をいう。

(検査の種類)

- 第3条 工事検査の種類は、次のとおりとする。
 - (1) しゅん工検査 完成した工事全般にわたって、適正に施工されているかを確認する ための検査
 - (2) 既済部分検査 請負代金の部分払いの請求があった場合,その他必要と認める場合 において,工事の既済部分(工事の完成部分を含む。)について,適正に施工されて いるかを確認するための検査
 - (3) 中間検査 工事の施工途中において,工事に関する指導を目的として行う検査 (検査員)
- 第4条 検査員は、市長から検査員としてあらかじめ任命を受けた職員とする。ただし、 特に必要があると認めるときは、市長が指定した者を検査員とすることができる。

(検査員の留意事項)

- 第5条 検査員は、検査にあたり次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 常に厳正かつ公平な態度を保持すること。
 - (2) 正確な資料及び事実に基づいて検査を行うこと。
 - (3) 工事の進行に支障を与えないように配慮すること。
 - (4) 不正又は不当な行為を発見したときは、その原因を究明すること。

(検査の実施)

第6条 検査員は、しゅん工届を受理した日から14日以内に検査を行わなければならない。

(検査の方法)

- 第7条 検査は、契約書、設計図書、仕様書、特記仕様書においてその例によることとされた香川県の共通仕様書、国土交通省の標準仕様書等の規程その他関係書類に基づいて行うものとする。
- 2 検査員は、立会者に対し出来形図、工事途中の諸検査の結果を示す書類、写真等検査 に必要な書類の提示及び説明を求めることができる。
- 3 検査員は、必要があるときは、工事目的物の一部について破壊検査を行うことができる。
- 4 検査員は、検査を行うにあたり、地下又は水中等外部からの検査を行い難い部分については、監督員から提示又は提出された工事写真、文書等により考査し、及び認定することができる。
- 5 検査員は、電気工事、機械器具設備工事その他の特殊な工事について、工事の完成後相当の期間内に当該物件につき破損、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があって、当該物件の内容が保証されていると認められるもの、又は法令による検査に合格しているものについては、検査の一部を省略することができる。
- 6 工事設備又は工事材料について、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格その他の法令に基づく規格品については、適当と認めるときは、製造者の試験記録をもって検査に代え、又は試験機関の資料に基づき検査をすることができる。(検査準備)
- 第8条 検査員は、監督員及び受注者対して次に掲げるものを準備するよう求めるものと する。
 - (1) 契約書及び設計図書(仕様書及び現場説明書を含む。)
 - (2) 工事日誌及び工事写真
 - (3) 品質試験の検査資料
 - (4) その他検査に必要な資料及び用具

(検査の立会い)

- 第9条 検査は、次に掲げる者の立会いの上、行うものとする。
 - (1) 受注者の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者
 - (2) 監督員
 - (3) 工事監理者(工事監理者を置く場合に限る。)
 - (4) その他必要と認められる者

(手直しの支持及び手直し検査)

- 第10条 検査員は、検査の結果、工事が設計図書その他関係図書に適合していないと認めるときは、工事手直し指示書により受注者に指示する。ただし、軽微な手直し工事にあっては口頭により指示することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により指示された工事の手直しが完了したときは、直ちに監督 員に報告し、工事手直し検査申請書を提出し当該手直しに係る部分について検査員の検 査を受けなければならない。ただし、軽微な手直し工事の場合にあっては、手直しが完 了した旨を監督員の承認を得て、検査員に報告するものとする。

(検査の復命)

第11条 検査員は、検査(しゅん工検査、既済部分検査、中間検査及び第10条に規定する手直し検査を含む。以下同じ。)が終了したときは、速やかに当該検査の結果を検査調書により、市長に報告しなければならない。

(工事成績の評定)

第12条 検査員は、工事が完成した場合は別に定めるところにより工事成績の評定をしなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し、必要事項は市長が定めると ころによる。

附 則(平成10年3月31日告示第46号)

この告示は、平成10年4月1日より施行する。

附 則(平成30年8月6日告示第111号)

この告示は、平成30年10月1日より施行する。

附 則(令和元年10月9日告示第66号)

この告示は、令和元年11月1日より施行する。